

第 43 号 議 案

和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 長崎県雲仙市 個人

当事者 乙 長崎県

甲及び乙は、甲が令和6年11月11日、県管理港湾須川港の港湾施設（野積場）を車両が通行した際に、コンクリート舗装面が陥没し、車両が損傷した事案（以下「本件事案」という。）について、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第1条 本件事案に係る賠償額は、金1,464,958円とする。（全額県費負担）

第2条 甲及び乙は、本件事案については、前条の賠償額の支払いによって全てを解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

令和7年2月21日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。